

防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の搬入基準

平成25年11月18日制定

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条に規定する一般廃棄物の搬入基準のうち、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設（以下「可燃ごみ処理施設」という。）における一般廃棄物の搬入に関し必要な事項を定めるものとする。

1 遵守事項

可燃ごみ処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 袋を用いて一般廃棄物を搬入する場合は、容量45リットル以下である無色透明又は白色半透明の袋で搬入すること。ただし、市長が指示する方法によるもの及び市長が特に認めたものについては、その限りでない。
- (2) 施設搬入にあたって、ピット転落、車両事故、労働災害及び施設破損等を防止するため、処理施設内の標識及び施設係員の指示に従うなど安全基準を遵守すること。
- (3) 施設搬入にあたって、廃棄物の飛散・流出等がないようにすること。
また、廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。

2 搬入車両等の基準

可燃ごみ処理施設に搬入できる車両等は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 自動排出機能（ダンプ式等）を有している車両（ピットの車止めに車体後部が接触する等により適正な排出ができない車両を除く。）
 - ア 最大積載重量4トン以下の車両
 - イ 車両寸法が全幅2.6m以下、全長7m以下の車両
 - ウ 荷台上昇時の最大高さ4.8m以下の車両
- (2) 自動排出機能を有していない車両
 - ア 最大積載重量2トン以下の車両
 - イ 車両寸法が全幅2.6m以下、全長5m以下の車両
 - ウ ダンプボックス等の手降ろし指定場所へ搬入すること。
 - エ 家庭系廃棄物を搬入する場合を除き、原則、搬入車両の搬入要員（運

転手含む。)は、2人以上とすること。

3 処理施設への一般廃棄物の受入中止

市は、次の各号に該当するときは、可燃ごみ処理施設への一般廃棄物の受入を中止することができる。

- (1) 処理施設の定期点検整備を実施するとき。
- (2) 処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなったとき。
- (3) 気象警報が発表されるなど荒天等により廃棄物の受入に支障が生じる恐れがあると判断したとき。

4 可燃ごみ処理施設に搬入することができるもの

可燃ごみ処理施設に搬入することができる一般廃棄物の主要な品目とその搬入条件等は、別表第1のとおりとする。

5 可燃ごみ処理施設で処理できないもの

可燃ごみ処理施設で処理できないもの処理困難物の例示は、別表第2に掲げるものとする。

6 搬入基準の変更

この搬入基準は、法改正、条例改正、搬入廃棄物の性状の変化などの社会情勢に合わせて原則1年に1度見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 可燃ごみ処理施設に搬入できるもの

廃棄物の種類	例示品目等	搬入条件
台所ごみ	料理くず・残飯等	固形状のものに限る。 水切りを十分に行ったもの
	廃食用油	紙、布等にしみこませたもの又は 固形化させたもの
紙類	紙くず	1辺の長さ50cm以内のもの 古紙リサイクル禁忌品、濡れている、汚れている等の理由で再生利用に適さないものに限る。
	紙おむつ	汚物を取り除いたもの
布類	ぼろ布、衣類、カーテン、 布団、毛布、じゅうたん、 ぬいぐるみ等	1辺の長さ50cm以内のもの
草、木、木材 、木製品類	落ち葉、生花	
	草	土をよく落とし、乾燥させたもの 長さ50cm×直径10cm以内のもの
	剪定木、棒切れ、角材等	長さ50cm×直径10cm以内のもの 釘等の異物を取り除くこと。
	板切れ等	1辺の長さ50cm×厚さ5cm以内のもの 釘等の異物を取り除くこと。
	ござ、すだれ、よしず、ウ ッドカーペット等	1辺の長さ50cm以内のもの
ゴム・皮革・ プラスチック 類	ゴムホース、ロープ、塩ビ パイプ、チューブ	長さ50cm以内のもの
	ビニールシート、風呂用マ ット、波板（ビニール製） 、人工芝	1辺の長さ50cm以内のもの
	ビデオテープ、CD・DV Dディスク、バケツ、洗面 器、合皮バッグ、合皮靴、 長靴、おもちゃ（電池を使用しないもの）等	1辺の長さ50cm以内のもの ペットボトル、プラスチック製容 器包装に該当するものは、再生利 用に適さないものに限る。
その他	その他可燃性の一般廃棄物 で処理施設の管理運営に支 障がないもの	1辺の長さ50cm×厚さ5cm以 内のもの

備考1 産業廃棄物に該当するものは除く。ただし、従業員の飲食等に伴うものや製造・流通・販売等の本来業務以外で臨時的に発生するもので、家

庭系廃棄物と同質のものについて事業系一般廃棄物として受け入れることができることとする。

- 2 廃棄物の処理状況等から搬入量や搬入形状等の制限を行うことがある。
- 3 この表に該当するものがない場合又は同一品目を大量に搬入する場合は、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。

別表第2 可燃ごみ処理施設で処理できないもの

区分	例示品目等
防府市以外で発生したもの	
有害性のあるもの	農薬、劇薬、殺虫剤、漂白剤等の薬品類
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器等
引火性のあるもの	石油、廃油、火薬、塗料等
著しく悪臭を発するもの	汚物が著しく付着したもの等
特別管理一般廃棄物	P C Bを使用した部品、感染性廃棄物等
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
処理施設で処理することが困難な形状のもの	タイヤ、金庫、農機具、魚網、自動車部品、原動機付自転車、繊維強化プラスチック（FRP）の製品、グラスウール・ロックウール、太陽熱・電気温水器、石綿・石綿含有の製品、ピアノ、浴槽、フェンス、門扉等
社会通念上、廃棄物として処理することに支障があるもの	仏壇、仏具、神具等

備考1 粗大ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみ及び埋立ごみは、可燃ごみ処理施設では受け入れない。

2 この表は、主要な品目について例示したものであるため、詳細については、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。